第２章　推進プラン

この推進プランは、基本方針に基づき、行政、生産者、事業者及び消費者が実施する具体的な取組と目標を示すものです。

今回の改定では、前プランから施策体系を引き継ぎ、領域Ⅰ「安全な食品の提供」及び領域Ⅱ「安心感の醸成」において、それぞれ取組の柱を「衛生管理」、「危機管理」及び「食品表示」、「リスクコミュニケーション」の２つずつに整理するとともに、取組の方向や基本施策を設定し、目指す姿の実現に向けた５年間の取組を展開していきます。

＜施策体系図＞

施策領域	取組の柱	取組の方向	基本施策
安全な食品の提供	衛生管理	１　生産段階での安全確保	（１）安全な農産物の生産 （２）安全な畜産物の生産 （３）安全な水産物の生産
		２　製造・加工・流通段階での安全確保	（１）自主衛生管理の推進 （２）監視指導体制の強化 （３）食品検査体制の充実 （４）輸入食品の安全対策の推進
	危機管理	１　危機管理事案の早期収束	（１）危機管理体制の整備 （２）危機管理対応の徹底
安心感の醸成	食品表示	１　食品表示の正確な情報伝達	（１）適正な食品表示の推進
		２　食品表示の信頼性の確保	（１）食品表示に対する監視指導の充実 （２）食品表示活用の啓発
	リスクコミュニケーション	１　リスクコミュニケーションの推進	（１）食品の安全性に関する情報発信の充実 （２）生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進 （３）消費者への正しい知識の普及